

市民税・県民税 給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

府 中 市 長 様 年 月 日提出	申 請 者	名前または名称				指定番号													
		住所または所在地				法人番号													
						<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>													
電話番号																			
市民税・県民税特別徴収税額の納入にかかわる納期の特例の承認について、地方税法施行令第48条の9の10および府中市税条例第46条の3の規定により申請します。																			
①納期特例の開始を希望する日	年 月 以降の給与から差し引く税額																		
②申請の日前6ヵ月間の各月の給与の支払を受ける者の人数及び給与の支払金額 臨時に雇用者がある場合は、 () 内にその人数及び給与の支払金額を記入	年 月	() 人	() 円	年 月	() 人	() 円													
	年 月	() 人	() 円	年 月	() 人	() 円													
	年 月	() 人	() 円	年 月	() 人	() 円													

《申請についての注意事項》

1. この特例の適用を受けることのできる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限ります。
2. この特例の承認を受けた場合には、次の期間中の支払にかかわる給与及び退職手当金等については、特別徴収した税額をそれぞれの期限までに納付することになります。

税 額 を 徴 収 し た 期 間	納 入 期 限
6月分から11月分までの徴収分	12月12日
12月分から翌年5月分までの徴収分	翌年 6月12日